

監査公表 第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、筑後市長から監査の結果に基づく措置の内容の通知を受けたので、同項及び筑後市監査基準第21条第1項の規定により公表する。

令和6年4月22日

筑後市監査委員 木庭 雄 二

筑後市監査委員 川口 裕 二

定期監査の結果に基づく措置について

	改善を要する事項		措置の内容
農政課	補助金 交付事 務につ いて	筑後市農村集落小規模事業補助金について、補助金の額の算定にあたり、補助対象経費は税抜きとされ、また、補助金の額が千円未満で切り捨てられているが、補助金交付要綱に規定されていない運用となっている。	筑後市農村集落小規模事業補助金については、補助金交付要綱において未規定の部分を追加し、実態との整合性がとれるよう、今後必要な改正を行います。
健康づくり課	入札事 務につ いて	令和3年12月開札の令和4～6年度集団検診業務入札について、事前に参考見積書の提出を求め、設計額及び予定価格が設定され、参考見積書提出業者を含む3者による指名競争入札が行われている。設計額は適切に算出されていたが、予定価格を誤って設計額より低い額としたため入札不落となっている。	一般会計・特別会計（国保）それぞれに上限額の設定は必要であり、一般会計と特別会計のそれぞれで設計額を算出していましたが、契約管財課との意思疎通が不十分な点があ

		<p>最初の入札ですべての入札者が予定価格の範囲を超えた場合、すぐに2回目の入札を行う予定であったが、誤って設定された予定価格と入札額に大きな開きがあるため、入札は打ち切られている。その後、設計を見直し、再度、最初と同じ業者3者による入札が行われ落札されている。</p> <p>入札は、公正かつ透明性を担保した上で、発注する事業者を競争により選定するものであり、応札業者との信頼関係を損なわないよう、確実に執行するために入札事務の適正化に努める必要がある。</p>	<p>り、予定価格の設定に誤りが生じました。</p> <p>イレギュラーな入札でもあり、今後は担当者同士で書類提出後も緊密に確認を行う等、契約管財課と十分な意思疎通を行い、応札業者との信頼を損なわないよう、入札事務の適正化に努めます。</p>
福祉課	事業実施手続きについて	<p>重度障害者大学等進学支援事業について、事業実施要領では、福祉事務所長は事業を利用する者から提出された利用申請書及び承諾書を審査し、利用の決定及び通知を行うこととされている。</p> <p>利用期間は、決定を行った日から直近の3月までとされているが、利用開始時に決定手続きを行い、利用期間終了後に再度利用する者に対して、要領に基づく申請書の提出及び利用決定の手続きが行われていなかった。</p>	<p>今後は事業を実施する際は必ず事業実施要領を確認し、申請書の提出及び利用決定について要領に沿い適正に事業を実施します。</p>